

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十一号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第九号の四
(裏面) 注意事項1中「就業中に在る退職中並等」を「就業中に

在る中に在る中並等」に改める。

別記様式第十一号を次のように改める。

様式第11号 (第21条関係)
(表面)

移転費に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名											受給資格 証番号						
	① 申請者 移転前の住所又は居所	移転後の住所又は居所																
② 就職先の事業所	所在地																	
	所在地																	
③ 就職決定年月日	平成 年 月 日	※ 雇用期間																
④ 受講する公共職業 訓練等の施設 名	所在地																	
	所在地																	
⑤ 特定地方公共団体 又は職業紹介事業 者の紹介による航 職の場合、その所 在地及び名称	所在地																	
	所在地																	
⑥ 受講指示年月日	平成 年 月 日	⑦ 受講開始年月日	平成 年 月 日	⑧ 受講終了予定 年月日	平成 年 月 日							※ 計						
⑨ 移転開始予定年月 日	平成 年 月 日	⑩ 乗車(船)の場所 (出発空港)		⑪ 下車(船)の場所 (到着空港)								※ 計						
		※ 鉄道	※ 船	※ 航空	※ 車	※ 移転料	※ 養 老 手 当											
⑫ 移転する者の氏名	⑬ 生年月日	⑭ 続柄	※ 距離	※ 運賃	※ 急行 料金	※ 計	※ 距離	※ 運賃	※ 距離	※ 運賃	※ 距離	※ 金額	※ 距離	※ 金額	※ 金額	※ 計		
			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	円	円	円	
本 人																		
家 族																		
※ 合 計																		
※ 就職先の事業主から支給される就職支度費の額																		
※ 差 引 支 給 額																		
職員の退職手当の支給に関する規則第21条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。																		
平成 年 月 日																		
任 命 権 者 等 様																		
申請者氏名																		
												円						

申請者氏名

印

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者等に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。
- 5 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
- 6 ⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 7 ⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によつて生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この人事委員会規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの人事委員会規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この人事委員会規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。